

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

2023年10月1日からの消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施にあわせて、2023年3月31日をインボイス発行事業者の登録申請期限とされている。

消費税は売上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付することが原則だが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなる。

消費税法は売上げ1,000万円以下の事業者を免税点と定めている。この免税事業者との取引は、インボイスが発行されないため納付する消費税額が増加する。全国で約500万と言われる消費税の免税事業者のほか、フリーランスなどを含めると1,000万の事業者が取引から排除されるなど深刻な影響を受けると懸念されている。

また、市町村においては特別会計事業にかかるインボイス登録に関連し、シルバー人材センターなどにおいて働く高齢者をインボイス登録事業者として要請し、働く高齢者一人ひとりに消費税納税義務が課せられる懸念が強まっている。

やむなくインボイス発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

さらに、インボイス発行事業者の登録とあわせて国税庁の「インボイス事業者公表サイト」では、登録者の住所、氏名、屋号、通称、旧姓など登録公開され、その情報の利用規約では「複製、公衆送信、翻訳、変形等の翻案等、自由に利用できます。」とされており、商用利用、プライバシーの侵害や犯罪行為へつながる恐れがある。

いま、新型コロナ禍に資材・物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響など景気回復が見通せない中、小規模企業、農林漁業者、自営業者、フリーランスなどの事業者はインボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠である。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4年12月23日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	松本	剛明	様
経済産業大臣	西村	康稔	様